



広報

2019 June No.350

みはら



土佐硯の里



小学校入学式

村税納付

- 村県民税 第1期
- 固定資産税 第2期
- 国保税 第1期

期限のおしらせ

- 令和元年 7月 1日
- 令和元年 7月31日
- 令和元年 7月31日

よろしくお願ひします。

6

人口と世帯数 | 総人口 : 1,515 人 | 男 : 743 人 | 女 : 772 人 | 世帯数 : 761世帯

(平成31年4月30日現在)

議会だより

令和元年6月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

3月定例会

- 平成31年3月第1回定例会（3月7日～3月13日）… ①～⑧ページ
- 平成31年3月第2回臨時会（3月28日）…………… ⑧ページ
- 令和元年5月第3回臨時会（5月8日）…………… ⑨ページ



防災行政デジタル無線事業については現在各世帯の個別受信機の取替え作業を行っております。

平成31年度から小中学校の夏季休業期間をこれまでの42日（7月21日～8月31日）から28日（7月28日～8月24日）に変更する。

主な理由は外国語授業数、休日数、ICT教育等の増加に伴い授業日数確保の対応です。

村長行政報告

一般質問



質問 増井三郎
田野村政についての質問

①田野村長の初期の選挙公約は千七百余名の人口を二千名にするとのことでしたが、現実には自然減が昨年度41名、村からの転出者が55名もいる、この現実も検証すべきではないか。田野村政の補助金ありきから村民に寄り添った公平で村民の全員参加の事業に転化すべきではないか村長の所見を伺う。

答弁 田野村長

移住者が転出する課題もあるが、現在進めている空家改修事業は30年度までに

20棟の改修を実施し移住者の住居割合は52%となっている。今後も空き家改修を推進して行く。その他星ヶ丘団地の販売促進、新規就農研修生の獲得、子育て支援策や教育環境の充実など、魅力ある村づくりに努めます。村民生活に直結した事業としては県道改良が地域産業経済発展や観光振興にも寄与するものと考えております。

質問 増井三郎

②「しゅりの里」跡地にも多額の村費をつぎ込みユズを植栽する目的で整地しながら、今議会に性急に村民数名で直七組合を設立し、直七を植栽すること、直先日総務委員会で多数で承認された。

私は余りに短絡過ぎると同時に村の財産を貸与する場合は公平性を司る観点から村民に公募すべきではないか、また同土地の中心部にしゅりの里跡地があり課

題があるが、この点についての村長の所見を伺う。

答弁 田野村長

ユズから直七への植栽変更については生産者からの要望の中で農業振興の一策としてユズ栽培に次ぐ高収益作物として期待が持て農業の複合経営による所得向上を図っていくためにユズから直七に変更した。

村民、議会の皆様に提案することが遅れお詫びします。しゅりの里跡地については現在未定です。

質問 増井三郎

③農泊事業（ハセガセ）の進入路の土地の買収はどう処理されているのか、現在は工事中断中であり、土地の買収が出来ていないのに入札し工事を開始するのは行政の初歩的なミスではないか。議員、村長、村幹部には村民に対して失態の説明責任があるがその点について村長の所見を伺う。

答弁 田野村長

農泊施設予定地への進入路については現行の公道を利用して工事を進めているところで進入路工事に支障をきたす事ではありません。大きな事業をやる訳ですから、大川内には4人の住民がおり、その方と話しながら進めてきましたが、今ちよつとボタンの掛け違いが出来たと思えます。進入路については地権者は関わっておりません。



質問 新谷和幸

三原村の今後のユズ事業の取り組みについて

平成27年度作成の三原村ユズ産地化計画では、村が選果機、搾汁機の導入にあ

たり、平成30年度末村全体で50ha植え付け予定、出荷予想31年度5百t、36年度9百t見込み、青果率30%以上目標、50%以上を目指すとして示している。今回示されている計画では平成45年度にやつと黒字見込みだが、今後どの様に取り組むのか、次の件について伺う。

①目標数量に対し、31年度、公社74t、36年度2百65tの見込みで目標との差が大きい、今後三原村として問題にどう取り組むのか。

答弁 田野村長

前回計画では、平成32年度では収支が黒字に転換する事になっていたが、今回これまでの収量実績などの比較分析を行い見直しをした。

具体的には経営面積の拡大、肥培管理の遅れ、表年、裏年の影響、10R当りの栽培本数の見直しなどにより収穫量の変動しており、最

大収量年木を13年と想定して、全体が当該年数になるのは平成42年となる。

また高知大学と連携し共同研究により、肥料、消毒における最適時期及び経費の削減、表裏年における収量の圧縮など図れる事を期待出来る。

質問 新谷和幸

②公社で研修生を育成しているが、現在の栽培方法の教育で、終了後ユズ農家として自立すれば「親、子、孫」の三世代が安心して暮らせる村づくりが実現出来るのか伺う。

答弁 田野村長

新規就農者によるユズを中心とした水稲や路地野菜などの複合経営による所得向上を図り、年間2百50万円から3百万円を目指せる農業の基本作りをテーマに掲げてやっているところです。



質問 武内茂充
しゅりの里について

しゅりの里前事業者は破産状態になり、平成26年から28年までの未払い賃料合計が約2百万になった。民事訴訟しても回収見込みがないため、条件付合意契約を結んだ。内容は第三者が不法使用し飼育している鶏千二百羽の処分が問題だと顧問弁護士への指摘もあり、前事業者所有の鶏舎2棟を残し新たに第四者と賃貸契約し養鶏業をする内容だったと記憶している。村としては前事業者、また第三者に相当配慮した合意内容だと思う。それにも関わらず半年で撤退が決定したと本日報告を受けた、それなりの理由があつての撤退

だと思ふその理由を伺う。

答弁 田野村長

契約者は信義誠実をもつて養鶏場を経営できる方だと思つていた。

急に使用人がいなくなつたと報告を受けたのが11月でした。突然の話であまりにも無責任ではないか、その内容に憤りを感じたところです。

その後も1月末まで話をしてきたが具体的な話がないう事から、3月に契約者と話し合いをした上で、4月以降は契約を出来ないと言つたというのが現状です。

質問 武内茂充

合意内容は相当三原村が譲歩している。2年間の未払い賃料が2百万3千66円、不法使用損害賠償金が91万4千9百17円、原状回復費用が5百28万9千8百40円を免除する内容です。無条件で撤退すべきところ

を、養鶏を継続させたいという村長の思いもあつたと思ふ。たつたそれだけの理由で撤退と言うのは理解できない。今後圃場整備に税金が余分に使われる事になろうかと思ふ。村側に非がなければ損害賠償請求を行うべきと考えるが、村長の認識を伺う。

答弁 田野村長

契約上6ヶ月ですが私の方には平成30年5月18日に話はきていた。しゆりの里は十数年にわたり放し飼いは卵でブランド化出来ており、何とか存続させたいという気持ちはあつた。今回使用人がいなくなつたという小さな事かもしれないが、契約者はしゆりの里ブランドを何とか活かしたいという事もあつたと思ふ。

質問 武内茂充

再質問も行ったが答弁がなかつた。村長の思いもあつたので損害賠償的な事

は考えていないと受け取りました。税金を余分に使わなければならなくなつた事は、我々議会も含め真摯に反省し今後の行財政運営に活かすべきだ。

**質問 武内茂充
農泊事業について**

この事業は平成31年度開業に向け29年度約2千万円、30年度約3億千5百万円の全体予算計画で始まつている。議会の審議の中で計画面積4haを2ha、予算も2/3程度と執行部が修正した。しかし30年度6月議会で農泊事業関係予算3億千60万円が提案され可決した。その後、用地の問題で開業を1年程度延ばしたいと報告もあつた。そして31年度2月20日の総務委員会、設計を進める中で約4千8百60万円が不足するので次の臨時会に提案したいとの説明があつた。すでに当初予算の4haの全体計画予算を超える事

になるが、今後開業までに何が未計画で、どの程度の予算を見込んでいるのか伺う。また後の2haは当初計画からすると体験ゾーンとロッジ2棟などの整備が残っているが、どの程度の予算が必要と考えているのか伺う。

答弁 田野村長

今後想定している予算は、客室、厨房、レストラン、フロント、研修室、リネン室とかに必要な大きな備品、備え付けの物までが必要な経費と考えている。後の2haは大雨などによる浸水が考えられ護岸工事を先に計画する必要があり、既存の庭園を有効に活用する事を考えている。

質問 武内茂充

最も重要な予算の答弁がゼロ回答です。前もって提出した質問書に則した答弁だと考えているのか。

答弁 田野村長

数字的なものは答弁できていない。今後は協議会とかで行つていくとして、備品については品名が出ており拾う事は出来るが合計は出してない。

質問 武内茂充

この事業は計画当初より問題があり、議会も賛成4名、反対3名で始まつている。村民の中でも未だ反対している方も多くいる。そういう事業を、計画を進める中で青天井に予算を吊り上げていく事を私は容認出来ない。村長として当初の計画に抑える努力はすべきだと指摘をする、所見を伺う。

答弁 田野村長

数字を構えていないのは、職員に対して指摘しなかつた私のミスだと反省している。最初の計画よりなるべく増額にならないよう

計画し精査をしていく決意です。

質問 武内茂充

運営計画については農泊推進協議会を立ち上げ29年度8百万円、30年度4百万円の予算で調査、議論を進めてもらっている。指定管理者は、一般社団法人やまびこが適当との協議会の答申を受け、村長もやまびこもその方向で考えているようだが、やまびこことの随意契約は「三原村の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に抵触すると考えるが、問題ないと考えられるか。またこの事業は税負担なしの自立経営が基本だという事は総務委員会で執行部と議会が共有している。やまびこの社員の皆さん全員がリスクも理解した上で同意しているのか伺う。

答弁 田野村長

指定管理者は一般社団法人

人ややまびこが妥当だと考え協議を進めてもらっている。随意契約も可能だと考えている。当面は人的支援や庭園管理などの支援は必要とも考えており、社員に新たなリスクが発生するとは考えていない。



質問 嶋田一二三 教育環境の充実について

31年度から学校給食費の無償化が計画されています。給食費の無償化、学校に対する魅力の発信で、児童生徒の増は図れるのか。

10月から国策として保育所の無償化も実施されるが、村独自の保育所の給食に係る部分の無料化は考えていないか。少子化が進む中、保、小、中の一貫した教育環境を推進すべきと考え

るが、今後の連携した取り組み、見通しについて伺う

答弁 田野村長

全国の約80の自治体で給食費の無償化を実施しており、子育て支援、移住促進へと繋がる施策と考えており、給食費の無償化、外国語教育、ICT教育の推進、オーストラリア語学研修等、三原村の教育環境をアピールして増員に繋がっていく。

答弁 武内教育長

10月からの保育所給食費の無料化も考えている。

保、小、中の連携については一貫した教育環境を推進すべきと認識しており、住民課と教育委員会が連携をしながら将来的には、保育所の管轄を教育委員会に移行して、そのまま保育所もしくは認定子ども園化等検討しながら、取り組んでいきたいと思っています。

質問 嶋田一二三 高齢者対策について

本村の高齢化率46%、75歳以上の独り暮らしの方が約70人、村内には50ヶ所のごみステーションが設置されているが、高齢者の方の中には、ごみ出しが困難という事を聞いていますが、何らかの対策は取れないか。

答弁 田野村長

地域での支えあい、助け合いについて、社会福祉協議会や集落活動センターの福祉部などと共に協議しながら対応について検討してまいりますので、もう少し時間を頂きたいと思っています。

議案審議

平成31年度三原村

一般会計歳入歳

出予算

23億8千7百70万とするもの

補足説明 中内住民課長

戸籍住民登録費9千円、予防接種費3百19万7千円、負担金補助及び交付金で施設型給付費、2千9百62万7千円

補足説明 阿部地域振興課長

星ヶ丘地区雑草木借り払い2百80万円とふれあい広場芝管理費百86万円6千円の委託料、水と緑のふるさと応援基金9百万円、地域振興制作費3千3万9千円、商工費の中で集落活動センター推進補助金2百万円、三原村集落活性化協議会の貸付金3百万円

質疑 浅井大徳

ふれあい広場芝管理にグランドゴルフ場の整備も含まれているのか、芝のグランドの利用回数と今後の推進計画は。

答弁 阿部地域振興課長

管理料の中にグランドゴルフの整備分も含まれている。年間利用回数は20日です。人数は千二百91名で利用料は6万7千円となっている。今後黒潮町や宿毛市と連携して利用してもらいたいと考えている。

質疑 武内茂充

地域振興政策費の中で一般社団法人やまびこに集落支援員等7名の人件費を含む諸々の経費を入れると千8百万円程になるかと思う。果たしてこの人員が、あの場所、あの事業にとつて適正な人員配置か私は若干多いのではないかと思う。その辺りの見解を聞きたい。

答弁 阿部地域振興課長

実質27年度からの集落活動センターの拠点作りが始まっている。これまでの間、地域のニーズからコインランドリーの運営や、やまびこカフェの運営、また村内の8集落でこんにやく芋の植え付けを行い、地域の人達にこんにやくを作って頂き、直販所で販売が出来る体制作りとか、村の農家と連携して米のブランド化にも取り組んでいこうとしているところだ。

まだ今から色々な部分でも発信をしていく課題も沢山あり、この人員が決して多いとは考えておりません。

質疑 武内 茂充

集落活動センター推進補助金の2百万ですが当初は県1/2と村1/2で3百万円を何年か補助してきている。去年から村単の補助金になっている。収支報告書、31年度事業費計画も提

出されていなかったようです。この補助金を妥当だと査定をした根拠を伺う。

答弁 武内総務課長

予算の査定に関しては集落活動センターの実績見込みと31年度の内訳の資料で2百万円と査定をさせて頂いております。

答弁 阿部地域振興課長

予算の計画、集落活動センターやまびことしての今後の計画を見ながらこの事業をやっていくという事が必要と考えて、補助金の提示をしている。

質疑 武内茂充

この補助金2百万は営利事業であろうと、公益事業であろうとやまびこが何でも使える補助金です。しっかり精査をして承認すべきと考える今年度の実績見込みと来年度の計画を見て判断したとの答弁だが、実績見込みにしても収支報告書の添付が全く無い。31年度計画を査定するには不十分

な内容、たと思う。

2百万の補助金を必要とする根拠が理解できない。

補足説明 大塚農林業建設課長

道路維持費の委託料で、県道、村道の草刈委託業務千4百万円農業振興地域の見直し業務、4百7万円、新規就農者研修支援事業3百30万円。

質疑 浅井大徳

昨年草刈隊と部落にお願いしているが、本年度も同様かまた割合は。

答弁 大塚農林業建設課長

今後区長に協力を頂き、地区で受けて頂けるか確認を行い30年同様の対応を行っていきたいと考えている。割合は地区が4割位です。

質疑 嶋田一二三

新規就農者研修支援事業の3百30万は、新たな担い手となるべく農業公社にて2年以内でユズを中心とし

た研修者に対しての支援と聞くがユズに特化するのか。

答弁 大塚農林業建設課長

ユズを中心としたプロットコリーなど複合経営も行う。研修生の要望により研修内容を決定する。

補足説明 近森教育次長

学校給食費3百56万7千円、備品購入費、6百77万9千円。

質疑 嶋田一二三

学校給食費保護者負担が小学校と中学校でどれだけ減額になるのか。給食費の未納者に対する徴収はどの様にされているのか。

答弁 近森教育次長

小学校で月に4千4百50円の41名分と中学校で月に4千9百円の28名分、1名アレルギーの方が少し減額になります。

答弁 武内教育長

無償化を計画した時点が

ら保護者の方にもお願いも
し、計画的に3月末で払っ
て頂ける予定です。

修正動議 武内茂充

集落活動センター補助金
2百万円を削除する

修正理由

この事業は平成26年集落
活動センター推進協議会が
発足し、3年間県と村との
補助金で自立出来る仕組
みづくりを目指し議論研
修を重ねてもらっていた。
平成29年度県の補助金は
終了となり、推進協議会
から一般社団法人やまび
ことして法人にもなっ
ていく。その際には、農
業構造改善センター及び
移住促進共同住宅の指
定管理委託、またふる
さと納税の業務委託を
財源の確保を出来る様
な形で、村の管理から
も移行した。またやま
びこカフェ、コインラ
ンドリーの施設も推
進協議会も要望で全
県、村の補助金で整
備も

行った。その後中山間
直接支払い制度から
事務費として40万
の公費も入っている。
また集落活動セン
ター補助金も昨年
まで延長して、今
年も延長しよう
としている。予
算に法人化後
も人件費は村の
一般会計より
支出しており、
平成31年度
当初予算にも
集落支援員、
また地域おこ
し協力隊とい
う名目で付帯
経費を含めて
約千800万
円が計画され
ている。一般
社団法人やま
びこの期末
残高も31年
度で700万
円余りが見
込まれており
、31年度も
30年度の実
績見込みから
すると700
万円余りの
事業収入が
推測される。
31年度活動
するための
財源は十分
に確保出来
ているとい
うふうには
考えていま
す。また当
事業につ
いて、村民
の皆様の中
に、やまび
この活動
内容に不信
感を感じ
てきている
方も少な
くありません。
この集落
活動セン
ター補助
金

200万を削除する
事で問題提起の
一助となり、
より多くの
住民を巻き
込んだ議論
となる事を
願って提出
する。

200万を削除する
事で問題提起の
一助となり、
より多くの
住民を巻き
込んだ議論
となる事を
願って提出
する。

修正案に対する質疑

質疑 田村清廣

集落活動センター推進補
助金の200万円の削除とい
う事で趣旨説明がありまし
た。平成26年に集落活動協
議会として立ち上がり3年
が終了しております。昨年
度一般社団法人やまびこ
として立ち上がって1年し
か経過していません。もう
少し様子を見るべきでは
ないか。支援的な補助金
が出てくるが立ち上がって
1年が経過したという事
で将来的には各集落単位
に出向いてという方向も
あると思う。来年度2年
目になるという時点で
削除についてはどう考
えるか、私は

だ2年目だと思
うが。

答弁 武内茂充

当初からすると
25年から事務
局長、事務局
員、2人体制
で1年間そ
して26年に
立ち上がり
3年経過した
、また色々
な財源のある
事業を添
えて移行し
ている。本
来なら30
年度に自立
する事が望
ましいと思
うが、30
年度も1年
間延長した
財源も内部
保留が700
万出来た。
移行した
事業も今年
の収入が7
00万位は
見込めると
いう事を
前提に削
除するも
のです。

ていたり、今年
もまた700
万も儲ける
というふう
には考えら
れません。自
立出来る
目処が立
つたら、各
集落に出
向く方法
なり人材
派遣なり
する方法
もあると思
いますので
、安定した
健全経営
が目標と
するとい
う状況に
なるまで
は支援を
すべきで
はないか
と考える
に反対を
します。

賛成討論 増井三郎

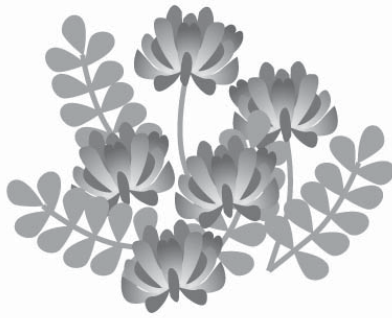
補助金ありきの
事業は慎重
にあるべき
です。一般
会計から給
料は出ている
ので緊迫
した状況
じゃないと思
う。村民の
意見を重視
した運営を
してもらう
ために修正
案に賛成
する。

賛成討論 新谷和幸

この集落活動
センターの
主旨から
いうと村民
が寄り添
っていき
る場所とし
て発展し
ていく必要
があると思
う。住民が
事務所に入
り村内の
諸々の話を
今までも余
り聞く機会
に恵まれて
いなかった
。本来の集
活セン
ターの目的
としては物
足り

反対討論 田村清廣

修正案に反対
の立場で討
論します。一
般社団法人
やまびこに
なると利益
を追求し自
立出来る方
向を目指し
たのは僅か
1年です。今
後、住民に
見える形に
するためにも
、また支援
は必要では
ないかと思
う。確かに
700万の剰
余金があり
ますが、寄
付金で頂



採決
賛成3名 反対1名で修正案は可決された。

ない。今回の2百万の補助金削減については約千8百万の人件費を含んでいるのでやっていける、出来るどころだと考え7百万円の内部保留のお金も持っているので削除案に賛成する。

平成31年 第1回定例会(3月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
三原村過疎地域自立促進計画の一部を変更する事について		○	○	○	○	○	○	○	—	可
工事請負契約の変更契約の締結について		○	○	○	○	○	○	○	—	可
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する事について		○	○	○	○	○	○	○	—	可
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (232,148千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (25,417千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2,603千円の減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (14,666千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村農業集落特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (4,960千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (17,203減額千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2,366千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村電気事業特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (6,488千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
平成31年度三原村一般会計歳入歳出予算を定めることについて (修正動議) (2,385,700千円)		○	—	—	○	—	○	×	—	可
平成31年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (250,900千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成31年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (44,700千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成31年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出予算を定めることについて (71,200千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成31年度土地取得特別会計歳入歳出予算を定めることについて (100千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成31年度三原村農業集落特別会計歳入歳出予算を定めることについて (43,700千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成31年度三原村介護保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (252,600千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成31年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算を定めることについて (33,200千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成31年度三原村電気事業特別会計歳入歳出予算を定めることについて (50,000千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

議案審議

平成30年度三原村一般会計
歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3百80万を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3千2百47万8千円をとする。

補足説明 阿部地域振興課長

5款1項3目、地域振興政策費、15節農泊交流施設工事費3百87万4千円を増額するもので、これは事業の繰越とこれに伴う10月以降の消費税10%に対応するもので、補正額を含んだ2億8千2百26万2千円を平成31年度に繰り越すもの。

平成31年 第2回臨時会(3月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (3,800千円の増額)		×	○	○	×	○	×	○	—	可

令和元年
第3回臨時会

加し、2億5千16万5千円とする。

全会一致 可決

○専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部が改正されたことにより三原村税条例の一部を改正する条例)

全会一致 可決

○令和元年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算
既決額に9千円を追加し、4千4百70万9千円とする。

全会一致 可決

○専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部が改正されたことに伴い三原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

全会一致 可決

○令和元年度三原村介護保険特別会計補正予算
既決額に2千円を追加し、2億5千2百60万2千円とする。

全会一致 可決

○令和元年度三原村

一般会計歳入歳出補正予算

既決額に2百27万千円を追加し、23億8千7百97万千円とする。

全会一致 可決

三原村監査委員の選任

住所 三原村上長谷

千3百14番地1

氏名 嶋田一二三

(昭和22年12月2日生)

任期

令和元年5月8日から

令和5年4月30日まで

全会一致 同意

○令和元年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算

既決額に26万5千円を追

令和元年 第3回臨時会(5月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部が改正されたことにより三原村税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部が改正されたことにより三原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2,271千円の増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (265千円の増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (9千円の増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2千円の増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村監査委員の選任に付き同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可

議会組織決まる



議長
武内 茂充

議会運営委員会

- ◎嶋田 一二三 ○新谷 和幸
増井 三郎 浅井 大徳 沖 憲二

総務常任委員会

- ◎新谷 和幸 ○沖 憲二
増井 三郎 大倉 民雄 嶋田 一二三
浅井 大徳 杉本 龍司 武内 茂充

広報委員会

- ◎増井 三郎 ○杉本 龍司
大倉 民雄 浅井 大徳 嶋田 一二三
新谷 和幸 沖 憲二 武内 茂充



副議長
浅井 大徳

幡多西部消防組合議会議員

- ◎大倉 民雄

各委員会 ◎委員長 ○副委員長

常任委員会の動き(1月～4月)

総務常任委員会

1月18日

- ◎しゅりの里整備事業について
- ◎農泊推進事業の進捗状況について
- ◎教育委員会関連
 - ①学校空調設備・ブロック塀の臨時特例交付金について
 - ②平成31年度小中学校のパソコンの入れ替えについて
 - ③給食費の無償化について

2月20日

- ◎平成31年度主要事業について
総務課・住民課・地域振興課
農林業建設課・教育委員会

3月 4日

- ◎3月議会対応について

3月 7日

- ◎しゅりの里跡地へのユズから直七植栽変更について

3月22日

- ◎3月28日臨時議会対応について



議会運営委員会

3月 4日

- ◎3月議会対応で日程等調整。

広報委員会

4月 3日

- ◎3月定例会等の広報編集。

令和元年度 当初予算の概要

一般会計の総額は、23億8,570万円で、前年度比9.7%の増となっています。

増額の主な要因は物件費や、公民館新築移転事業など普通建設事業費の増加が影響しております。

また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、31億3,210万円となり、この予算で令和元年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)一般会計	2,385,700	76.2	2,174,800	73.2	210,900	9.7
(2)特別会計	746,400	23.8	796,600	26.8	△ 50,200	△ 6.3
国民健康保険	250,900	8.0	273,200	9.2	△ 22,300	△ 8.2
国保診療所	44,700	1.4	45,300	1.5	△ 600	△ 1.3
後期高齢者医療	33,200	1.1	33,600	1.1	△ 400	△ 1.2
介護保険	252,600	8.1	259,000	8.7	△ 6,400	△ 2.5
電気事業	50,000	1.6	58,500	2.0	△ 8,500	△ 14.5
簡易水道	71,200	2.3	72,900	2.5	△ 1,700	△ 2.3
農業集落排水	43,700	1.4	54,000	1.8	△ 10,300	△ 19.1
土地取得	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合計(1)+(2)	3,132,100	100.0	2,971,400	100.0	160,700	5.4

【一般会計歳入】

(単位:千円)

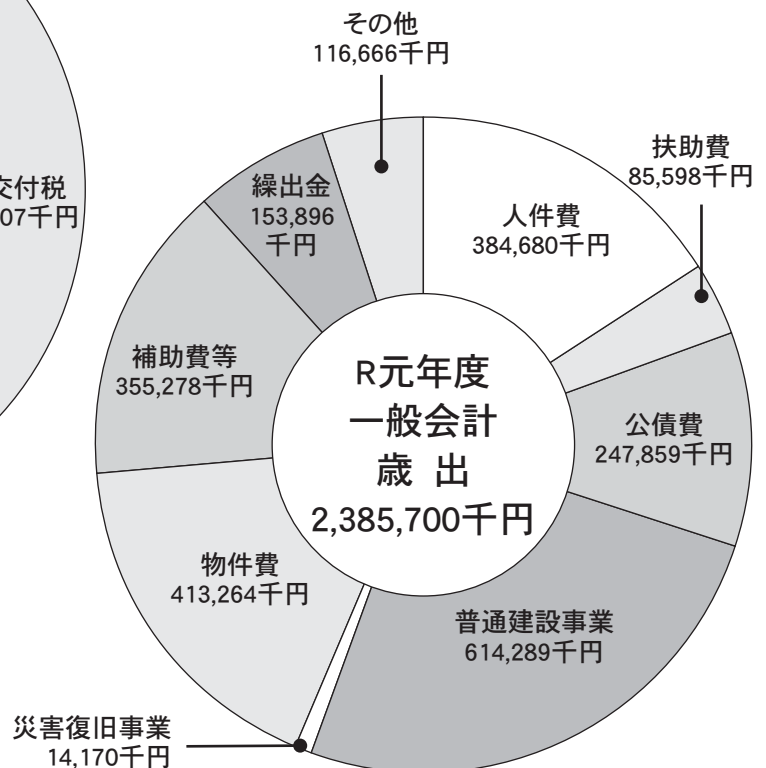
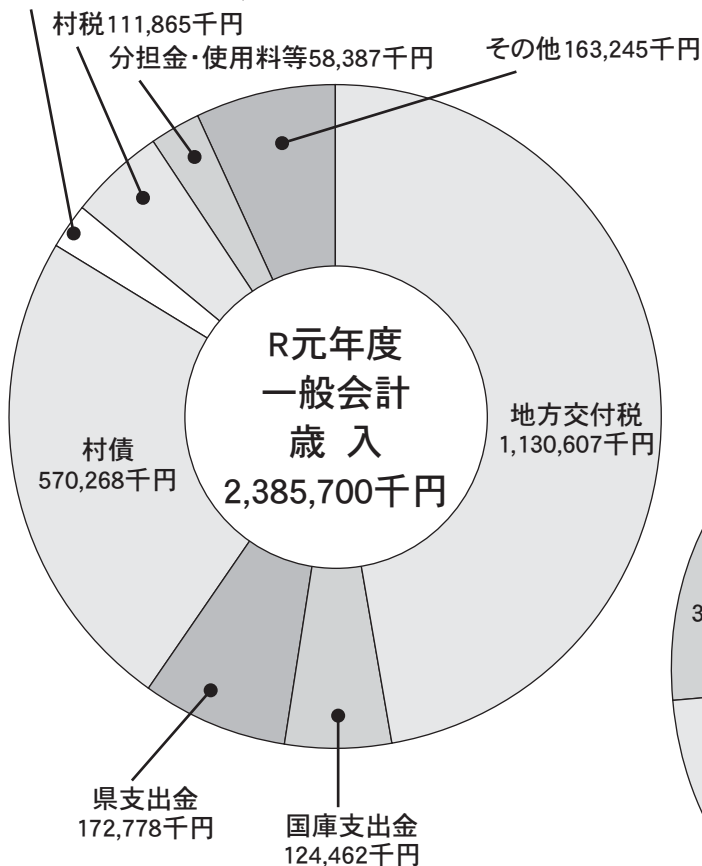
区 分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)自主財源	333,497	14.0	343,686	15.8	△ 10,189	△ 3.0
村 税	111,865	4.7	110,747	5.1	1,118	1.0
分担金・使用料等	58,387	2.4	62,683	2.9	△ 4,296	△ 6.9
繰入金	120,154	5.0	116,674	5.4	3,480	3.0
その他	43,091	1.8	53,582	2.5	△ 10,491	△ 19.6
(2)依存財源	2,052,203	86.0	1,831,114	84.2	221,089	12.1
譲与税・交付金等	54,088	2.3	53,525	2.5	563	1.1
地方交付税	1,130,607	47.4	1,085,828	49.9	44,779	4.1
国庫支出金	124,462	5.2	86,717	4.0	37,745	43.5
県支出金	172,778	7.2	225,353	10.4	△ 52,575	△ 23.3
村 債	570,268	23.9	379,691	17.5	190,577	50.2
合計(1)+(2)	2,385,700	100.0	2,174,800	100.0	210,900	9.7

【一般会計歳出】

(単位:千円)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)義務的経費	718,137	30.1	700,802	32.2	17,335	2.5
人件費	384,680	16.1	375,475	17.3	9,205	2.5
扶助費	85,598	3.6	105,500	4.9	△ 19,902	△ 18.9
公債費	247,859	10.4	219,827	10.1	28,032	12.8
(2)投資的経費	628,459	26.3	442,997	20.4	185,462	41.9
普通建設事業	614,289	25.7	429,954	19.8	184,335	42.9
災害復旧事業	14,170	0.6	13,043	0.6	1,127	8.6
(3)その 他	1,039,104	43.6	1,031,001	47.4	8,103	0.8
物件費	413,264	17.3	353,639	16.3	59,625	16.9
補助費等	355,278	14.9	386,294	17.8	△ 31,016	△ 8.0
繰出金	153,896	6.5	167,210	7.7	△ 13,314	△ 8.0
その他	116,666	4.9	123,858	5.7	△ 7,192	△ 5.8
合計(1)+(2)+(3)	2,385,700	100.0	2,174,800	100.0	210,900	9.7

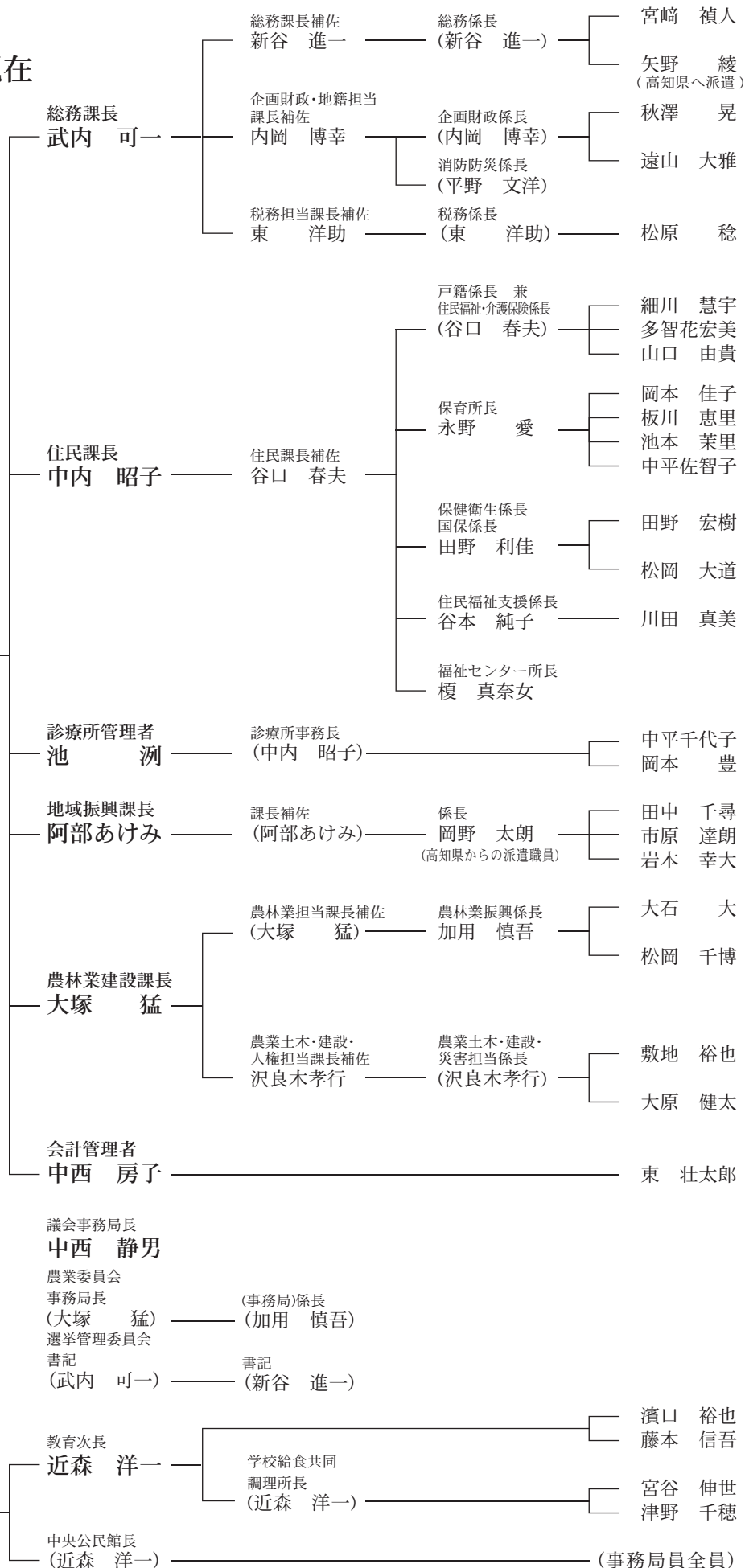
譲与税・交付金等54,088千円



三原村行政組織図

平成31年4月1日現在

村長 田野 正利 — 副村長 矢野 龍幸



新規職員の紹介

住民課



まつおか ひろみち
松岡 大道

今年度より三原村役場住民課でお世話になっております松岡です。

力不足でご迷惑をおかけする事もあるかと思いますが、三原村、また住民のため貢献していけるよう努力していきますので、これからご指導よろしくお願いたします。

住民課



やまぐち ゆき
山口 由貴

今年度より住民課でお世話になっております、山口です。

大学の地域活動でもお世話になっていた三原村への就職が決まり、大変嬉しく思います。不慣れな点が多く、住民の皆様にはご迷惑をおかけしています。1日でも早く業務が覚えられるように努力します。

皆様のお役に立てるよう尽力しますので、ご指導の程よろしくお願いたします。

中学校 転入職員



なかの こずえ
中野こずえ
(教頭)

小学校転入職員



みやざき ひさよ
宮崎 久代
(臨時事務員)



にのみや まき
二宮 真紀
(教諭)



わだ なおこ
和田 尚子
(教諭)



あらし ひろき
嵐 廣喜
(校長)



やまおき のりお
山沖 典夫
(教育委員会
教育支援センター指導員)



おかだ ゆみ
岡田 由美
(小中学校図書支援員)



おかむら しげひろ
岡村 盛弘
(小中学校学習支援員)



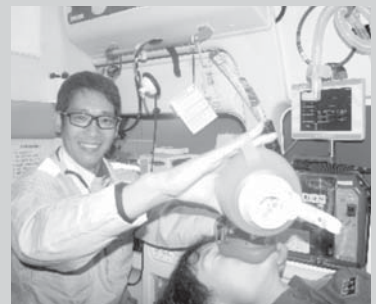
こうの くみ
河野 久美
(中学校スクールアシスタント
兼 放課後子ども教室支援員)

宿毛消防署との 人事交流のおしらせ

平成31年4月1日付人事交流
宿毛消防署へ異動 三原分署へ異動
伊與田良彦 岡本 圭祐
奥田 聖矢 押川 恵一

新任あいさつ

岡本 圭祐
三原分署職員の協力のもと精一杯頑張りますのでよろしくお願いたします。





火災 救急は119



～ひとつずついいね！で確認 火の用心～

高齢者の急病や事故の予防について

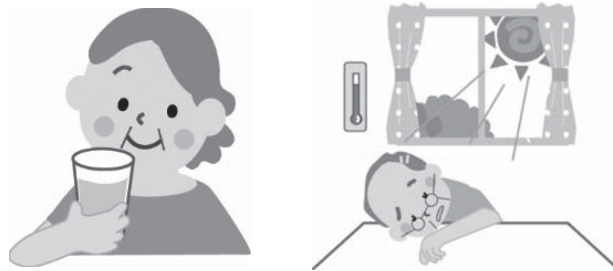
2018年中、三原村から救急搬送されたかたは97人でしたが、そのうち84人が65歳以上の高齢者でした。これは搬送者全体の87%を占めています。そのうち「急病」で搬送されたかたが63人、「一般負傷」で搬送されたかたが20人、「交通事故」が1人でした。2015年の国勢調査で三原村の高齢化率(65歳以上)は45.3%でした。

今後も高齢化は進むものと思われます。急病やケガを予防し健康に長生きできるよう注意しましょう。

熱中症を予防しましょう！

高齢になると、脳の働きが一部衰えることにより喉の渇きを感じにくくなり、暑さも感じにくくなります。また、頻尿となることを嫌い、水分を摂りたがらないかたもおります。これからの季節は「熱中症」を予防するためにも特に水分補給と体温調節が重要になります。

水分補給にはお茶や水だけではなく塩分を含んだものにししましょう。発汗すると水分とともに塩分も失ってしまいます。現在は熱中症予防に市販されている塩分を含んだドリンク等も多数あります。これらを活用するのも一つの手です。また、梅干しなどでも塩分補給は可能です。また、高齢者は自宅内で熱中症となっていることも多く、室内温度を適温に保つことも大切です。エアコンを使い室内の温度を調節するよう心がけてください。



「転ばぬ先の杖」

「一般負傷」で搬送された方の多くは転倒によるものでした。高齢者の転倒では骨折となることが多く、骨折は「寝たきり」の原因となります。また、手術などで長期間のリハビリが必要となりもとの生活ができるようになるまでに相当の時間を要します。さらに、これまで出来ていたことができなくなってしまうため認知症となる遠因ともいわれています。

転倒しないためには足元に注意し滑りやすい靴を履かないようにしましょう。

高齢になると少しの段差にもつまずいてしまうことがあります。可能であれば住宅内をバリアフリー化することが望ましいです。だんだん足が動きにくくなってきたと思うかたは早めに杖を使用するようにしましょう。



●寝室

寝室には必ず設置します。(来客が就寝する部屋は除きます。)

●階段

寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。

●台所(任意設置)

火災予防条例では設置義務はありませんが、設置をおすすめします。

台所には「熱式」の感知器をおすすめします。



住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先

幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629



台風・集中豪雨に備えよう



近年、西日本はもとより、日本各地で記録的豪雨が発生しており、本県でも、昨年7月には、県下6市町に大雨特別警報が発令され、県内各地で甚大な被害が発生しました。

こうした自然現象である台風・集中豪雨は、発生そのものを防ぐことはできませんが、県民一人ひとりの心掛けと行動によって、被害を防止・軽減することは可能です。

日ごろから台風・集中豪雨に関する知識を持ち、いざという時に適切な避難行動がとれるようにしておきましょう。

【日ごろの備え】

- 1 いざというときに備えて、貴重品、非常食、救急医薬品などは、いつも整理・補充をしておきましょう。
- 2 市町村や各地区で開催される防災訓練や会合には積極的に参加し、避難場所や避難経路について、日頃から確認しておきましょう。
- 3 家の周りや屋根などを点検し、必要な箇所は修理しておきましょう。

【台風が近づいたら】

- 1 テレビやラジオ、インターネットで最新の台風情報を確認し、台風の進路、大きさ、風雨の強さを把握しましょう。
- 2 懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、非常食などの「非常持出品」を点検し、リュックサックなどに入れて準備しましょう。
- 3 窓や雨戸をしっかりと施錠し、看板、植木、アンテナなどは風に飛ばされないように補強するか、家の中に取り込みましょう。
- 4 被害の予想される地域では、早めに安全な場所へ避難しましょう。

【避難するときは】

- 1 避難は早い時期(明るいうち)が原則です。特にお年寄りや障害のある方は、避難に時間がかかりますので、移動時間を考えて早めに避難しましょう。
- 2 自治体等が開設する自宅から近い指定緊急避難場所へ避難しましょう。
また風水害の危険が迫った際には、自治体からお持ちの携帯電話へ避難先情報等を緊急即報メールとしてお知らせする場合があります。
- 3 一人での避難は極力避けてください。避難行動は親類やご近所の方と一緒に行ってください。避難のタイミングを逃した場合は、諦めずに1階から2階へ垂直避難を行い、山側(土砂側)から離れた安全な部屋等へ避難してください。

宿毛警察署・警備課 0880-63-0110

高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金のご案内

高知県では、南海トラフ地震対策として、従業員の命を守るとともに地震発生後の早期復旧につなげるため、県内中小企業者が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用を一部助成する補助制度を設けていますので、ご利用ください。

1 対象者	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCPを策定している者	4 補助率/補助限度額	①耐震診断:2/3以内/133.3万円 ②耐震設計:2/3以内/200万円
2 対象事業	①耐震診断 ②耐震設計(建替設計を含む)	5 補助要件	耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること等
3 対象建築物	事務所・工場等で昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること	【お問合せ先】	高知県商工労働部商工政策課事業推進担当 電話 088-823-9692

後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

(1) 後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方へ

下の「◆条件」に当てはまる方について、保険料の均等割(※1)の特例が、「9割軽減」から「8割軽減」が変わります。

(※1)均等割:保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。ただし、特例により世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

◆条件:①世帯主及び同じ世帯の加入者全員の前年中の総所得金額等の合計額(※2)が33万円以下、かつ

②同じ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない。

(※2)収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、65歳以上の方の公的年金については、「公的年金収入-公的年金控除」から更に特別控除15万円を引いた金額。

均等割額	平成30年度	平成31年度
本来の金額 10割: 54,300円 (12か月分)	9割軽減 納付額 1割: 5,400円	8割軽減 納付額 2割: 10,800円

保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

年金収入80万円以下の方への他制度からの支援について

①平成31年度の介護保険料の負担軽減が強化されます。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合は対象外となります。

②今年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合などは支給の対象外となります。基準額は月5,000円ですが、金額は年金保険料を納めた期間等により異なります。

年金生活者支援給付金について:ねんきんダイヤル(TEL 0570-05-1165)

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日にご家族の会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方へ

保険料の均等割(※1)の特例が、「5割軽減」から「後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで5割軽減」が変わります。ただし、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた均等割の軽減が受けられます。所得割は引き続き賦課されません。

(例)元被扶養者であった方で、平成31年3月以前に77歳に到達している方

均等割額	平成30年度	平成31年度
本来の金額 10割: 54,300円 (12か月分)	5割軽減 納付額 5割: 27,100円	31年4月時点で、後期高齢者医療加入後2年経過しているため 納付額 10割: 54,300円

・3月以前に77歳に

到達している方…世帯の所得が一定程度ある場合、平成31年度から軽減は適用されません。

・76歳以下の方…77歳に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

・障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方…

後期高齢者医療制度に加入して24か月に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。25か月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

後期高齢者医療制度について:住民課(TEL 46-2111)

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

平成31年度は下記の生年月日の方が、接種助成の対象となります。

*これまでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外です。

対象となる方には、役場より個別に通知していますのでご確認ください。

接種期間:平成31年4月1日~令和2年3月31日

対象年齢	
65歳:昭和29年4月2日~昭和30年4月1日	85歳:昭和9年4月2日~昭和10年4月1日
70歳:昭和24年4月2日~昭和25年4月1日	90歳:昭和4年4月2日~昭和5年4月1日
75歳:昭和19年4月2日~昭和20年4月1日	95歳:大正13年4月2日~大正14年4月1日
80歳:昭和14年4月2日~昭和15年4月1日	100歳:大正8年4月2日~大正9年4月1日

【問合せ先】三原村役場 住民課 TEL 46-2111

国民年金広場

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

日本年金機構職員等を装った不審電話にご注意ください！

全国各地で、「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があった等というお問い合わせが寄せられています。

また、“年金関係の書類”を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問合せも寄せられています。

日本年金機構職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。

なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

不審な点を感じたら、できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。

怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

出張年金相談のお知らせ

令和元年度の幡多年金事務所による出張年金相談は、完全予約制となります。相談に来られる方は、前日までに予約をお願いいたします。三原村住民課(46-2111)までご連絡ください。

次回の年金相談は6月20日木曜日(10時~12時)の予定です。

国際交流員の

トーマス・キャンノンです!

vol.5



私は日本に来る前のある不安がありました。言語の悩みや、食べ物の違い等は当然ですが、気候について少し軽く考えていました。去年の蒸し暑さや台風にビックリしましたが、これはあらかじめ想定していました。しかし、想定外だったのは5月で、もうミネソタ州の夏の気温まで上がることと梅雨の前でもこんなに雨が降ることです。このような日常の驚きは外国にいる楽しみの一つです。日本に住むことは長年の夢で、三原にいる時は疲れることがあっても満足です。でも、20年以上ミネソタ州に住んでいたのも、恋しかったこともあり、ゴールデンウィークの連休を利用してアメリカに帰りました。

アメリカに帰った途端に逆カルチャーショックを受けました。まず税関を通り抜けることが訓練でした。汚れて、うるさくて、大変でした。手続きに約一時間かかり11時間のフライトの後だったので、うんざりしました。でも、ミネソタ州に到着したら、徐々にワクワクするようになりました。故郷はやはりいいものです。

一週間という短い滞在期間だったので、特にしたかったことは、アメリカの食べ物を食べることでした。日本に来てからアメリカの食べ物をほぼ食べていなかったのと、次に帰国するのがいつになるか分からないので、たくさん食べたかったです。日本では、自分の手料理を除いては、日本食のほうがいいと思います。外国に行くと、自分の国の食べ物しか食べないのもったいないと思います。そのため、家族や友達と対面することが一番の楽しみでしたが、二番目に楽しみだったのはアメリカの食事でした。

日本語なら「おふくろの味」という言葉があります。英語の言葉に直訳すると「慰められる食べ物」です。日本食は世界中で有名で、個人的にも美味しく健康的な食べ物だと思います。日本食はアメリカの食べ物と比べると、うす味だなと思います。その一方、アメリカの食べ物はかなり濃いんです。アメリカのお菓子は甘すぎるという人がいますが、私もそう思います。ジャマイカの鶏肉、インドのカレー、そして母の手料理の辛さで懐かしい味を味わえました。日本に持って帰ってきた調味料とソースで、また一年頑張ろうと思います。家庭の味です。ミネソタ州に到着して、荷物を受け取った直後、お父さんから僕への一言目は「おなかが空いてるだろう？どこで何か食べたい？」でした。レストランで、食事をしながら話している間に懐かしい味と懐かしい場面で家に帰ったんだと実感しました。

アメリカの食べ物も楽しみでしたが、一番の楽しみは家族や友達と一緒にいることでした。日本へ来る前と変わらず、特別なことはほとんどありませんでした。

前に「おふくろの味」と「慰められる食べ物」の言葉を使いましたが、私はお母さんに食べたいものは特にリクエストしていませんでした。去年まで私は家にいることが普通だったので、今度も特別扱いはして欲しくなかったです。お父さんと一緒に好きなレストランに行くと、日本や仕事についての話をしました。スーパーでジャムのようにペーストになっているベーコンとコーヒーカップの上で温めるクッキーを見つけて面白かったです。家では、お母さんに日本のビデオを見せました。同じ教会に通う人たちに新しいカードゲームを教えてもらい、僕は初心者だけど勝ちました。いわゆる、「ビギナーズラック」ということです。友達と6時間以上音楽を聴いたり、近況報告をしたり、一緒に街に出て、お酒を飲んだりしました。

これからも年に数回しか家族や友達と会う機会が無いので、とても楽しい時間を過ごせました。それと、同時に少し違和感もありました。以前留学した時も日本にいましたが、その時は日本にいることは特別なことと知っていました。今回は、故郷に帰りましたが「もうここに住んでいないな」と感じました。実家は実家ですが、もう日本にも慣れてきたので、三原村に戻ってなんとなく安心しました。これからもよろしくお願いします。

8020見つけた!

高知県では、80歳で20本以上のご自分の歯を保とうという『8020運動』にちなみ、毎年80歳以上の方を募集しています。平成30年度は、三原村で3名の方が表彰されましたので、ご紹介いたします。

(財)8020推進財団理事長表彰
矢野 博さん
高知県歯科医師会会長表彰
矢野 朝海さん



【いい歯の秘訣は?】
◎かかりつけの歯医者に、定期的に通院し、ケアを行うこと
◎毎食後歯をみがくこと
(外出先でも歯ブラシを持っていっています)



優良賞
矢野 ふみ子さん

【いい歯の秘訣は?】
◎30歳代で歯周病を患いつらい思いをしたこと、親の入れ歯の生活を見て自分の歯で終生をと言う思いがあること
◎口腔等に異常を感じたらすぐ治療と、定期健診も欠かさず受診すること
◎「あいうべ」体操を1日30回以上実施すること

《口元の筋肉を鍛える あいうべ体操》

舌の筋肉を始め、口元の筋肉を鍛えて、口呼吸の改善や脳の活性化を促します。声は出さなくてもいいので、大きく口を動かし、ゆっくりと行うようにしましょう。

次の4つの動作を順にくり返します。

1回5秒 1分10回

①「あー」と口を大きく開く
②「いー」と口を大きく横に広げる
③「うー」と口を強く前に突き出す
④「べー」と舌を突き出して下に伸ばす

①～④を1セットとし、1日30セットを目安に毎日続ける。

認知症予防教室開催のお知らせ

聖ヶ丘病院で認知症予防の講座&座談会を開催します。

7月は『成年後見制度について』で、社会福祉士の三好琴喜氏をお招きしてお話いただきます。事前の申込は不要です。どなたでもお気軽にご参加ください。

日 時:令和元年7月26日(金) 14時～15時

開催場所:宿毛市押ノ川1196 医療法人祥星会 聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費:無料

駐車場:有

お問い合わせ:聖ヶ丘病院 地域連携推進室 中野・長尾 電話番号:0880-63-2146(病院代表)

幡多広域消費生活センター便り

「アポ電」かも…知らない番号からの電話に出るのは危険

実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」と思われる電話に関する相談が寄せられています。

【事例1】

テレビの制作会社を名乗る人から電話があり、「所得は500万円より上ですか」などと聞かれたが、「答えられない」と言って電話を切った。後日、警察の協力団体を名乗る者から、「テレビ番組に関して電話がなかったか。捜査で押収した名簿に名前が登録されている」と言う電話があった。
(70歳 女性)

【事例2】

消防署の職員を名乗る人からの電話で、「一人暮らしか」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「災害時にすぐに救助できるように確認している」と言われたが不審だ。(女性)

【ひとこと助言】

- ・ 家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を続けず、すぐに電話を切ってください。
- ・ 心当たりのない着信に出してしまった場合は、「〇〇です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。着信番号通知や録音機能を活用し、誰からの電話かを分かった上で電話に出るなどしてトラブルを避けましょう。
- ・ 不審な電話があったら、すぐに警察や消費生活センター等にご相談ください。
(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)

国民生活センター 見守り新鮮情報第333号

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。
お気軽にお申込みください。

幡多広域消費生活センター

相談受付

- ・ 月曜日～金曜日(祝祭日および年末年始を除く) ・ 9:00～12:00 / 13:00～17:00
- 電話 0880-34-6301 FAX 0880-34-6295
- 〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階

経営者の皆さま 働き方改革を進めましょう!

～高知県働き方改革推進支援センターをご利用ください～



働き方改革推進支援センターは(公財)高知県産業振興センターが高知労働局から委託を受けて設置運営しています。

時間外労働を減らしたい、時間単位の年次有給休暇を考えてみたい、活用できる助成金を知りたい、本年4月にスタートした働き方改革関連法の内容や実務上の対応を知りたいなどのお悩みはお気軽にご相談ください。

無料で社会保険労務士が秘密厳守にて相談を承ります。

まずは、フリーダイヤル 0120-899-869

(高知、幡多共通)へお電話ください。

《(公財)高知県産業振興センター内 高知県働き方改革推進支援センター》

【住所】高知市布師田3992-2(高知県中小企業会館1F)

【開所日・時間】月～金の8:30～17:15(祝日、年末年始を除く) ●TEL 088-846-7087

《同 幡多出張所》

【住所】四万十市中村小姓町42(中村商工会館2F)

【開所日・時間】月・水・金の8:30～17:15(祝日、年末年始を除く) ●TEL 0880-34-8061

「高知で恋しよ!!マッチング」出張登録開覧会in宿毛



こうち出会い
サポートセンター

県では、会員制のお引合せシステム「高知で恋しよ!!マッチング」による、出会いへの支援を希望する独身の方の1対1の出会いのサポートを行っています。

平成31年3月末の累計会員登録数は1,672人、お引合せ成立数は1,263組で、34組のカップルからご成婚の報告をいただいております。

普段は県内3カ所に設けられた「こうち出会いサポートセンター」において、会員登録、お相手のプロフィール閲覧、お引合せの申込みを受付しておりますが、今回は、宿毛市で【新規会員の登録及び開覧会】を開催します。

この機会にぜひ「高知で恋しよ!!マッチング」をご利用ください。

■会員登録に必要な書類等

- 1 本籍地の市町村が発行する独身証明書
- 2 健康保険証
- 3 写真付きの身分証(運転免許証等)
- 4 上記1～3のコピー各1部
- 5 プロフィール用写真1枚
(3カ月以内に撮影した本人のみが写っているもの。上半身し判程度の大きさ)
- 6 入会登録料：10,000円(2年間有効)

【日時】7月3日(水)15:00~20:00

7月4日(木)15:00~20:00

【会場】宿毛文教センター2階会議室3(宿毛市中央2丁目7番14号)

【参加申込】予約制ですので、必ず下記問合せ先までご連絡ください。

<お問合せ先>こうち出会いサポートセンター ☎088-821-8081

(日・月 10:00 ~ 17:00、火~木 13:00 ~ 20:00 / 金・土・祝休)



「婚活サポーター・婚活サブサポーター」募集中!

県では、出会いや結婚への支援を希望する独身者をそれぞれの地域でボランティアでサポートしていただく「婚活サポーター・婚活サブサポーター制度」に取り組んでいます。平成31年3月末現在104人のサポーターの皆さまに独身者のお引合せや、出会い・結婚支援の取組の情報提供を行っていただいております、これまでに99組からご成婚の報告をいただいております。

婚活サポーター・婚活サブサポーターとして協力してみたいという方はもちろん、結婚支援に関心のある方は少子対策課までお問い合わせください。

【主な活動内容】

○婚活サポーター

・独身者の1対1のお引合せ

(※婚活サブサポーターはお引合せを行いません)

○婚活サブサポーター

・婚活サポーター制度や出会いイベントなどの情報発信

婚活サポーター制度の詳細については、「高知で恋しよ!! 応援サイト」をご覧ください。



高知で恋しよ!! 応援サイト

GO

<お問合せ先>

高知県地域福祉部少子対策課 出会い・結婚支援担当

TEL:088-823-9717



「第62回 金婚夫婦祝福式典」の申し込みについて

「9月1日」の佳日に県内5会場で、高知新聞社、RKC高知放送・高知新聞社会福祉事業団の主催によります金婚夫婦祝福式典が下記の要領により実施されます。

参加を希望する方は、三原村住民課まで申し込んでください。

資格	昭和44年1月1日から同年12月31日までに婚姻届をしている高知県在住のご夫婦 (それ以前の届出でも初めて申し込む方は可)
申し込み方法	申し込み用紙への記入もしくは、インターネットからの受付 ※申し込み用紙への記入の場合、役場にてまとめて提出をしますので住民課までご連絡ください。
申し込み期限	申し込み用紙への記入の場合：令和元年6月14日(金) インターネットからの受付の場合：令和元年6月17日(月)
式典日時等	9月1日(日)午後2時開始 四万十市(新ロイヤルホテル四万十)
問合せ先	三原村住民課(電話46-2111) 又は (株)高知新聞企業 事業部「金婚式」係(電話088-825-4328)

6月は「不正改造車排除強化月間」です。

我が国の自動車保有台数は約8千万台となっており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招くクリアレンズの装着・使用等による灯光色の変更、土砂等を運搬するダンプのリヤバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し及び基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。

また、大型車の速度抑制装置(スピードリミッター)の解除等の不正改造が社会問題となっており、国民の安全、安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確保していくため、平成31年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、四国運輸局においては特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととしています。

皆様も是非、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車に関する情報提供・ご相談・お問い合わせは、下記までお寄せください。

「不正改造110番」(088) 8 6 6 - 7 3 1 3

四国運輸局高知運輸支局検査整備保安部門

狩猟免許試験のご案内

標記のとおり狩猟免許試験が実施されます。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆様をはじめ、たくさんの方の受験をお待ちしております。

猟友会が実施する初心者講習会

場 所	日 時		会 場	実施する講習
四万十市	8月 4日(日)	9時	四万十市立中央公民館	第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟
高知市	9月 8日(日)	9時	高知県立大学(池キャンパス)(予定)	第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟
田野町	9月22日(日)	9時	田野町ふれあいセンター	わな猟
高知市	11月 2日(土)	9時	高知県立大学(池キャンパス)	第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟

1 講習は午前9時30分より午後5時まで(受付は9時から)

※講習終了時間は受講人数や受講種類によって前後することがあります。

2 受講料 10,000円(※ 例題集・テキスト代含む)

3 当日は筆記用具をご持参ください。

4 初心者講習会の申し込みは各地区猟友会へ

※定員は各会場50名まで

※各試験日の10日前までに猟友会へ必着するよう申請してください。

◎初心者講習会 申し込み・問合せ先…TEL (088)856-6641

〒780-0901 高知市上町2丁目7-2 一般社団法人 高知県猟友会
初心者講習会の申込書は猟友会ホームページよりダウンロードできます。

ホームページ <http://www.kochi-ryoyu.com/>

県が実施する狩猟免許試験

場 所	日 時		会 場	実施する講習
四万十市	8月10日(土)	10時	四万十市立中央公民館	わな猟
	8月11日(日)			第一種銃猟 第二種銃猟
高知市	9月14日(土)	10時	高知県立大学(池キャンパス)	わな猟
	9月15日(日)			第一種銃猟 第二種銃猟
田野町	9月29日(日)	10時	田野町ふれあいセンター	わな猟
高知市	11月 9日(土)	10時	高知県立大学(池キャンパス)	わな猟、網猟
	11月10日(日)			第一種銃猟 第二種銃猟

試験申請手数料 5,200円(一部免除者は 3,900円)

※各試験日の10日前までに高知県猟友会または県へ必着するよう申請してください。

◎狩猟免許試験 申し込み・問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20(県本庁舎3階)

高知県 鳥獣対策課 TEL (088)823-9042

または、一般社団法人高知県猟友会までお問合せください。
試験申請書等は鳥獣対策課ホームページよりダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070201/>

【受験料】初心者: 5,200円 一部免除者: 3,900円

【申請書配布場所】県庁鳥獣対策課、各地区猟友会、(市町村役場農林課等)(県庁鳥獣対策課ホームページよりダウンロード可能です)

【申請方法】各試験日の締切日までに必着するよう持参または郵送

平成31年度(2019年度) 税務職員採用試験募集要項

●受験資格

平成31年(2019年)4月1日において高校卒業後3年を経過していない者及び2020年3月までに高校卒業見込みの者、または、人事院が同等の資格があると認める者

●受験申込受付期間

6月17日(月)午前9時～6月26日(水)《受信有効》

原則として、インターネット申込みを御利用ください。

インターネット申込専用アドレス(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

なお、インターネット申込みができない場合は、高松国税局総務部人事第二課試験研修係(087-831-3111 内線245)までお問い合わせください。

●試験日等

試験区分	試験日	試験地	試験種目
第1次試験	9月1日(日)	徳島市、高松市 松山市、高知市	①基礎能力試験 ②適性試験 ③作文試験
第2次試験	10月9日(水)～10月18日(金)のうち指定する日	第1次試験合格通知書で指定する場所	①人物試験 ②身体検査

●合格者発表日

第1次試験合格者発表日 10月3日(木)午前9時

最終合格者発表日 11月12日(火)午前9時

(注)合格者は、人事院ホームページに受験番号が掲載されるとともに、合格通知書が本人宛に郵送されます。

●採用予定数

予定数は、後日、人事院ホームページ(採用情報ナビ)に掲載されるので、随時御確認ください。

●受験案内等請求先

人事院四国事務局、高松国税局及び各税務署

なお、受験案内及びパンフレットは平成31年(2019年)5月中旬に配布します。

●国税庁ホームページ採用案内ページアドレス

⇒(<http://www.nta.go.jp/about/recruitment/zeimushoku/03.htm>)

自衛官等採用試験のお知らせ(自衛官候補生・一般曹候補生)

※自衛官候補生の応募資格(年齢)が変更されました!

【自衛官候補生】

【身分】 特別職国家公務員(自衛隊員)

【応募資格】 学歴不問 18歳以上27歳未満から、18歳以上33歳未満に変更

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限ります。

【試験種目】 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

【受付期間】 受付は年間を通じて行っております。

【試験期日】 受付時にお知らせします。

【給与等】 (月額)133,500円、自衛官任官後(約3ヶ月後)から 169,900円 2019年1月1日現在

【各種手当】 自衛官任官後、扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。

【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇、産前・産後休暇、育児休業等があり、週休2日制が実施されています。

【一般曹候補生】

【身分】 特別職国家公務員

【応募資格】 学歴不問 18歳以上27歳未満から、18歳以上33歳未満に変更

32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者。

【試験種目】 1次試験:筆記試験(国語・数学・英語・作文)、適性検査 2次試験:口述試験、身体検査

【受付期間】 令和元年7月1日(月)～9月6日(金)

【試験期日】 1次試験:令和元年 9月21日(土)

2次試験:令和元年10月12日(土)・13日(日)のうち、いずれか1日を指定されます。

【給与等】 (月額)169,900円 2019年1月1日現在

【各種手当】 扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。

【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇、産前・産後休暇、育児休業等があり、週休2日制が実施されています。



お問合せ 防衛省 自衛隊高知地方協力本部 四万十地域事務所 電話番号 0880-35-3096

祝入学



中学校入学式



三村小学校6年生の池上 太陽君がサッカー国際大会(ジュニア世代)を主催する株式会社モデレーション(大分県)からスカウトされスペインバルセロナに11日間、各国同世代チームとの試合の遠征に参加しました。(高知県 2名選出)

およろこび

宮ノ川



転入して
きました!

もりもと
森本

つむぎ
藤紬ちゃん(平成31年4月21日生まれ)
父:京介さん 母:小百合さん

これからよろしくね!